

マツモトキヨシが女性活躍推進法に基づく基準適合
厚生労働大臣より『えるぼし(最高位である3段階目)』認定
各種施策が評価され、女性が活躍している企業として認定されました

株式会社マツモトキヨシホールディングス

「1st for you. あなたにとっての、いちばんへ。」をグループ経営理念に掲げ、全国にドラッグストアを広くチェーン展開する株式会社マツモトキヨシホールディングスの中核事業会社である株式会社マツモトキヨシ(千葉県松戸市新松戸東9番地1 代表取締役社長 大田貴雄)は、女性の活躍を推進する各種取り組みが評価され、厚生労働省千葉労働局より、女性活躍推進法に基づく基準適合一般事業主として「えるぼし」認定を交付されましたのでご案内させていただきます。

今後も当社グループは、各種施策を推進することで、女性が働き甲斐を持ち活躍できる企業グループを目指してまいります。



「えるぼし(最高位の3段階目)」マーク

1. 「えるぼし」認定とは

女性活躍推進法第9条の基準に適合する各種行動計画を策定し、その取り組みが一定の基準を超えたことが認められ、認定一般事業主として、厚生労働省が所管する各都道府県労働局から認定を受けるもの。

2. 評価された施策

チャレンジ店長制度や小学6年生までの育児時短勤務、再雇用ライセンスなど各種制度の導入を図ることで、採用・継続就業・労働時間等の働き方・女性管理職比率・多彩なキャリアコースなどの実績が高く評価されました。

3. 「えるぼし(3段階の最高位)」認定企業数

平成30年1月末現在、全国350社(千葉県内11社)

当社は2月に認定されここに加わり、千葉県内で3段階目の最高位認定の12社目となります。

< 本件に関するお問い合わせ先 >

株式会社マツモトキヨシホールディングス

広報室 高橋、藤盛 TEL:047-344-5110 / FAX:047-344-5144